

## 徳島文化芸術ホール（仮称）管理運営計画検討委員会設置要綱

## （目的及び設置）

第1条 徳島文化芸術ホール（仮称）の開館に向け、施設の管理運営計画を策定するにあたり、専門的な立場からの意見等を聴取するため、「徳島文化芸術ホール（仮称）管理運営計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）」を設置する。

## （所掌事項）

第2条 検討委員会は、次の事項を所掌する。

- （1）徳島文化芸術ホール（仮称）の管理運営計画の検討に関すること。
- （2）その他、徳島文化芸術ホール（仮称）の管理運営に関することで、検討委員会が必要と認めること。

## （委員）

第3条 検討委員会は、学識経験等を有する者から、知事が委嘱する委員で組織し、その任期は、本要綱の施行日からその任務が達成されたときまでとする。

## （委員長及び副委員長）

第4条 検討委員会に、委員長及び副委員長を置く。委員長は、委員の互選により、副委員長は、委員長の指名によりこれを定める。

- 2 委員長は、検討委員会を代表し、委員会の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

## （会議）

第5条 検討委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認められるときは、検討委員会以外の者に出席を求め、意見若しくは説明を聴くことができる。

## （事務局）

第6条 検討委員会の事務を処理するため、事務局を徳島県未来創生文化部文化・未来創造課に置く。

- 2 この要綱に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、徳島県未来創生文化部文化・未来創造課長が別に定める。

## （その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

## 附 則

## （施行期日）

- 1 この要綱は令和4年2月3日から施行する。